

第5回都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会 事前質問と回答

質問番号	該当資料	ページ	質問内容	回答
1	資料1	7	熊谷市公共施設再編のなかでスクールバスを日中は地域循環バスとするような記述を見たが、資料1には特に記載しないか？	公共施設等総合管理計画において、施設統廃合後の取組の1つとして示していますが、現時点ではまだ調整を要する内容であり、具体的な記載は控えます。内容としては交通ア①に関連するので、「公共施設の再編と連動した地域の交通のあり方について検討します。」を加えます。
2	資料1	7	ゆうゆうバス再編について、定時定路線バス+デマンドバスで検討されるのでしょうか。 深谷市では、定時定路線型バスとデマンド（事前予約型）バスがあります。デマンドバスのバス停は集会所等が指定されていて、電話で乗りたい場所と時間を予約して乗り合いで目的地まで移動するシステムのようなです。デマンドバスのメリットは、家の近くからバスに乗れる、時間指定ができる、料金も安いといった点で、お年寄りが病院まで行きたい時に利用したりと高齢化社会において有効かと思われます。	ゆうゆうバスの再編については、路線や時刻表の見直し、新規路線や新規バス停の検討を中心に考えております。デマンド交通につきましては、きめ細かな対応ができるといった利点はあるものの経費、輸送力の点では、定時定路線であるバスと比べて多くの課題があります。また、デマンド化した場合にはタクシー等、他の交通事業者への配慮等が必要なことから慎重に考えております。
3	資料1	9-10	ここにはグリーンインフラの記載は必要ないでしょうか？ 防犯・防災にグリーンインフラはありますが、水と緑のところに記載がないのも違和感があります。	「水と緑イ④」として以下を追加します。 タイトル：水と緑のグリーンインフラとしての活用 説明：生物の生息地の保全、緑のネットワークづくり、ヒートアイランド対策等にグリーンインフラを活用します。
4	資料1	13	アの②安全な住環境の確保のところに通学路の記載があります。 防犯灯等の設置と治安について書いてありますが、先日の八街市の痛ましい事故を踏まえ 通学路の安全点検と歩道の確保そして通学時の安全性確保について言及しなくてもよいでしょうか？	左記の内容を交通ウ①に追記します。
5	資料1	13-14	防犯・防災の項目で地震対策についての記載も見られるが、資料2地域別構想には記載がなくてよろしいか。 緊急輸送道路の整備や耐震化などが特に必要な地域などはないか。	地震対策は市全域に対して必要な取組であるため、地域別構想への記載は行っていませんが、ご意見をふまえて記載が必要な地域等の確認をいたします。
6	資料1	15	中心市街地における新たな魅力創出で官民連携の強化について書かれています いまの「まちづくり熊谷」については触れなくてもよいでしょうか？	説明文中「事業者等」には「まちづくり熊谷」も含んでおり、連携が必要な対象であると考えています。

第5回都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会 事前質問と回答

質問番号	該当資料	ページ	質問内容	回答
7	資料1	15	産業・活力の項目ですが、新たな活力としてスマートシティについて具体的に言及する必要があると思います。 熊谷市はスマートシティ協議会もあり国土交通省のPLATEAUの対象都市であり、それにもかかわらず都市計画マスタープランで何も触れてないのは不思議です。	スマートシティ関連の記述については各分野に散りばめていますが、産業活力への施策の方向1番目として、スマートシティを総括するような記述を追加します。
8	資料2	6他	「地域のまちづくり方針」水辺の軸が⇔で示されていますが、川の中に矢印で示されており、水運として使うのかと誤解しそうです。もし散策路で軸とするのであれば堤防沿いで実線でなくてよいとおもいます。	現在の位置のまま、幅広な破線で表現する形に修正いたします。
9	資料2	7-9	今までの会議では、中央地域において狭あい道路の改善を求める意見が出されていたが、この点について地域の現況・課題として記載し、改善に向けた方向性を示しておく方がよいのではないのでしょうか。	狭あい道路の改善については、これまでの策定委員会で中央地域がピックアップされてきましたが、状況としては5地域全てに該当する事項であると認識しています。 このため、全体構想の分野別の方針に狭あい道路の解消について盛り込み、全市的に改善を図っていきたいと思います。
10	資料2	8	熊谷荒川緑地、市民体育館周辺は災害危険度も高く、浸水被害や河川の氾濫による施設の維持管理面でもリスクがあると思われるが、それでもスポーツ・文化・健康拠点として整備する必要性について、どのように考えているのでしょうか。整備計画については、関係各課において既に検討されているのでしょうか。	市民体育館を含めた荒川公園周辺再整備については、所管課において今年度、整備に関する基本計画の策定を進めています。 ご指摘のとおり水害リスクのある場所ではありますが、駅から近く、市の活性化を図る施設の整備に適した場所と考えています。 また、施設に災害時の避難場所としての機能を持たせることで、周辺地域の防災向上に資するとも考えております。
11	資料2	8	「水と緑」の中に次世代モビリティについて記載されていますが「交通」ではないかと思えます。	交通ア③に関連するものではありませんが、水と緑に関する拠点へのアクセシビリティ向上に特化したものであることから、水と緑の分野で示したものです。 このため、分野はそのままとし、資料2 P8の「次世代モビリティ等によるアクセシビリティの向上」のタイトルについて「熊谷スポーツ文化公園へのアクセス改善」と修正いたします。
12	資料2	12-13	熊谷市地域公共交通網形成計画によれば熊谷駅とソシオ流通センター駅の間には新たな新駅も検討するとあるが、資料2の東部地域の地域まちづくり方針、交通へは記載しないのか？	所管課においてもまだ具体的な検討が進んでいないため、現時点では記載を見送ります。

第5回都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会 事前質問と回答

質問番号	該当資料	ページ	質問内容	回答
13	資料2	20	④住環境 駅周辺での病院や保育所等の機能充実において、対応する分野別施策の方向「住-イ-⑤」の項目が、資料1分野別方針のP.11に記載がありません。記入漏れでしょうか。	資料2 P20について記入誤りです。 「駅周辺での病院や保育所等の機能充実」の分野別施策の方向については、正しくは「住-イ-④」になります。
14	資料2	25	樹林地の保全について、太陽光発電施設とあるがそれ以外の開発に対しては記載しないのか？また、現状で樹林地となっている南部の各地が資料3 p21などの土地利用方針図等では産業誘導エリアとなっているがどのように考えているか？	産業誘導エリアは産業立地に適した場所を限定し、そのエリア以外は保全を図るのに対し、太陽光は特定のエリアの区別なく、無分別に設置されている傾向にあるので、太陽光のガイドラインを運用しながら樹林地等の保全を図りたいと考えます。
15	資料2	29	利根川左岸の小島地区については何もありますが、浸水リスクを踏まえると、利根川左岸に記載しているような「浸水被害の抑制」という引き出し線が必要だと思えます。	左記のとおり修正を行います。
16	資料3	13-14	浸水リスクについて「想定最大規模」としてはいますが 具体的に1想定した被害の前提条件（確率1/1000など）を書くことを希望します。	左記のとおり修正を行います。
17	資料3	17	市街化調整区域の目標像の中で、「ライフステージ」という言葉が使用されているが、リタイア後の移住先に適した環境というイメージを持ってしまう。	サブタイトルについては、文言の修正もしくはサブタイトル自体を入れ込むかも含めて改めて検討します。
18	資料3	21・28	幹線道路沿道土地利用エリアとしてP21では国道の一部が表示されている。P28はそのゾーンの一部を個別開発して・・・となっている。個別開発するのであれば、調整区域の沿道土地利用エリアは国道、県道、主要道路のほとんどの区間とし、拠点間の連携を図るものとするべきでは。国道の一部区間とした理由は。	産業系の土地利用にあたっては、接続する道路の幅員等、適切な道路状況が伴わないと開発許可を受けられないため、現状適していると考えられる道路に限定しています。 なお、沿道型土地利用ゾーン、産業誘導ゾーンの拡大は事務局としても検討しており、関係課と調整しているため、次回会議では拡大した図をお示しします。
19	資料3	23-26	「地域ごとの防災上の課題」はマスタープラン、立地適正化計画すべてに関係する。ここでの提示ではなく、共通資料として掲載すべきでは。他の共通資料も含めてマスタープラン本文と資料の掲載方針を説明されたい。	防災面の記述については、立地適正化計画における防災指針での検討を主として、調整区域の方針ではこれを引用したものとしています。 会議内容の都合上、調整区域の方針を先行して提示する形となりましたため、今回示したものは（案）となります。 改めて8/17の立地適正化計画に関する会議の中で防災指針として審議いただきまして、修正があれば、連動して資料を直させていただきます。
20	資料3	23-26	防災指針が示されていますが、これは決定済みでしょうか？ 記憶違いであったら申し訳ございません。もしまだ決定していなかったらその旨、記載しておいた方が良いでしょう。	

第5回都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会 事前質問と回答

質問 番号	該当 資料	ページ	質問内容	回答
21	資料3	32-33	<p>今回の都市計画法第34条第11号などで見直し、11号から除外する農地、いわゆる白地農地は、マスタープランが変更されると、速やかに農振農用地に変更するのか。農振法の手続きの予定を含めて説明されたい。また、質問番号17の沿道区間から除外された場合の白地も同様か。</p>	<p>圃場整備など、農業投資を行う場合には農振農用地への変更を行う予定です。なお、第34条第11号の見直しに伴う農振農用地の変更は予定していません。</p>